事　務　連　絡
令和３年５月３１日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）
公立学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課　　御中

各地方公共団体（各都道府県）
私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課　　御中

文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 高等教育修学支援室

遡及取消となった者に係る授業料減免費用の返納と回答（Q&A）について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

適格認定により遡及取消（事務処理要領（第２版）ｐ34に記載）となった期間の授業料については、各学校が当該学生等から徴収し、遡及取消に係る交付金を支弁者に返納することが原則です。一方で、再三の督促にも関わらず徴収できない場合や、当該学生等の死亡や就労困難な傷病等により徴収が不可能である場合は、支弁者の判断によって、返納する額を各学校が学生等から徴収できた分のみとすることも可能です。

令和２年度の遡及取消に係る交付金のうち、令和４年３月末までに徴収できた分は、令和４年４月に提出いただく令和３年度の実績報告に合わせて徴収の状況を報告いただき、返納いただくことになります。

また、遡及取消となった後５年間は債権として管理を行い、各学校の規定に基づく督促頻度または年１回のいずれかの頻度で督促を行っていただきます。ただし、支弁者に全額を返納した場合は、この限りではありません。

遡及取消となった者に係る授業料減免費用の返納については、質問と回答（Q&A）を別添のとおり情報提供いたします。

（本件問合せ先）
文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 高等教育修学支援室
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3280）
e-mail: koto-syugaku-chihou@mext.go.jp
※　お問合せは、メールにてお願いします。